

てあて ねんきんとう
VII 手当・年金等

制度名	対象者	内容	受付場所	備考
<p style="text-align: center;">障害基礎年金</p>	<p>国民年金加入中又は 20歳前(年金未加入期間)、若しくは 60歳以上65歳未満(年金未加入期間)で日本に居住している間に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて、初めて診療を受けた日)のある病気やけがで、障害等級1級又は2級の障がいの状態にある人で、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人(20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません)</p> <p>(1)初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること</p> <p>(2)初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</p> <p>◎障がい者手帳と障害年金の等級は必ずしも一致しません。</p>	<p>詳細については、市民課国民年金グループへお問い合わせください。</p>	<p>市民課 国民年金グループ 06-6902-6005</p>	<p>身 知 精</p>
<p style="text-align: center;">障害厚生年金</p>	<p>厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで、障害等級1級から3級までの障がいの状態になったとき</p> <p>※保険料納付要件あり</p>	<p>詳細については、守口年金事務所へお問い合わせください。</p>	<p>守口年金事務所 TEL 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038</p>	<p>身 知 精</p>
<p style="text-align: center;">障がい児福祉手当</p>	<p>日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者(所得制限あり)</p> <p>※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。</p> <p>※児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。</p>	<p>月額 15,690円</p> <p>◆2・5・8・11月支給</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p>身 知 精</p>

<p>扶養共済制度 大阪府障がい者 おおさかふしや かようきょうさいせいど</p>	<p>障がいのある人を扶養している保護者 (65歳未満)が加入できます。 掛金: 1口当たり月額9,300円～23,300円 (2口まで加入できます。加入時の年齢 により、掛金は異なり、掛金の減免制度 もあります。)</p>	<p>加入者が死亡又は重度障 がいになったときから支給 月額1口につき 20,000円</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p>身 知 精</p>
---	--	---	--------------------------------	----------------------